



インサイダー取引に対する 証券取引等監視委員会の対応

証券取引等監視委員会

委員

福田真也

TOPICS



I 最近のインサイダー取引

1 最近のインサダー取引事案

2 最近のインサイダー事案の傾向

3 インサイダー取引規制の強化等

II 証券取引等監視委員会の対応;基本方針 と重点施策

III インサイダー取引への対応



I 最近のインサイダー取引

1 最近のインサイダー事案

- 小松製作所自己株買付(平成19年3月): 課徴金勧告
- 宝印刷社員(平成20年3月): 刑事告発
- NHK記者(平成20年2月): 課徴金勧告
- 新日本監査法人公認会計士(平成20年3月): 課徴金勧告
- 野村証券社員(平成20年5月): 刑事告発
- 上場会社社長(平成20年7月): 課徴金勧告
- IR担当取締役(平成21年2月): 刑事告発

2 最近のインサイダー事案の傾向(1)

- 1 上場企業のインサイダー情報についての内部管理体制の未整備
- 2 インサイダー情報にアクセスできる社外関係者の規律の欠如
 - ・取引先
 - ・マスコミ
 - ・印刷会社
 - ・公認会計士
 - ・投資銀行、証券会社
- 3 M&A関連
 - ・公開買付関係者

2 最近のインサイダー事案の傾向(2)

4 地域的広がり

- ・国内地方都市
- ・海外投資家、海外ファンド等
- ・「黒目の外人」

5 複合的案件:単なるインサイダーにとどまらない問題

- ・粉飾、風説の流布、株価操縦等他の不公正取引との関連
- ・発行市場でのファイナンスとの関連(特に怪しい第三者割当増資等)
- ・発行市場での不正(流通市場にとどまらない)

2 最近のインサイダー事案の傾向(3)

- ・ビジネスモデルの崩壊した新興市場上場企業の急増とそれにつけこむ不心得者の増加

6 ネット・トレーディングの利用

- ・非対面性、匿名性の悪用
- ・監視する立場からは取引記録、証拠(IPアドレス等)が残るメリットがある

7 借名口座の利用の多発

8 うっかりインサイダー違反の減少

- ・自己株の買入れ

2最近のインサイダー事案の傾向(4)

告発、勧告件数の推移

	17 事務年度	18 事務年度	19 事務年度	20 事務年度
審査件数	6 9 3	8 8 4	9 5 1	4 6 4
課徴金納付 勧告件数	9	9	2 1	7
告発件数	5	9	2	3

※20 事務年度の件数は 21 年 1 月末時点

3 インサイダー取引規制の強化等(1)

改正金融商品取引法(平成20年12月12日施行)による課徴金制度の見直し

1 対象範囲の見直し

- 議決権の過半数を有している会社、親会社、子会社及び違反者と生計を一にしている者は、自己の計算において違反行為をやったものとみなされる
- 軽微基準の見直し(連結子会社の解散)

2 課徴金水準の見直し

- 重要事実公表日の翌日の終値から2週間以内の最高値に

3 インサイダー取引規制の強化等(2)

- ・課徴金の増額(前5年以内に課徴金の対象となった者 1.5倍に)
- ・課徴金の減額(調査前に違反行為を報告した自己株の買付 2分の1に)

3 除斥期間の延長

- ・3年から5年に延長

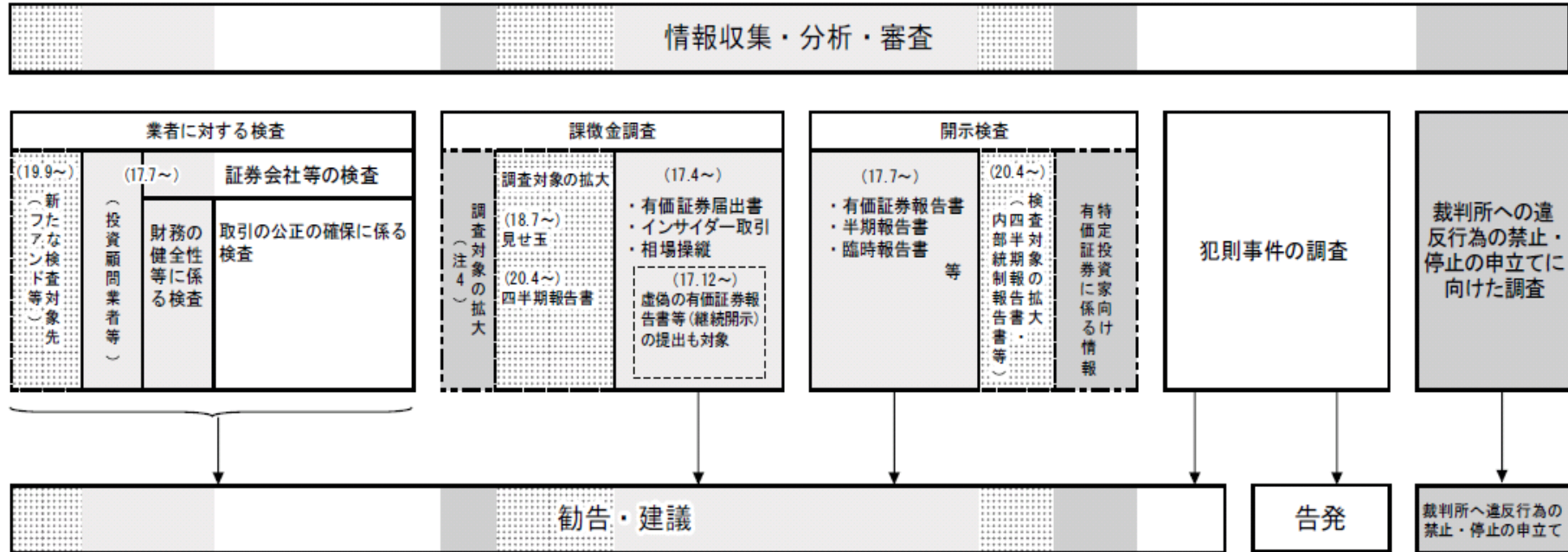
4 審判手続の見直し

Ⅱ 証券取引等監視委員会の対応； 基本方針と重点施策

1 機能(1)

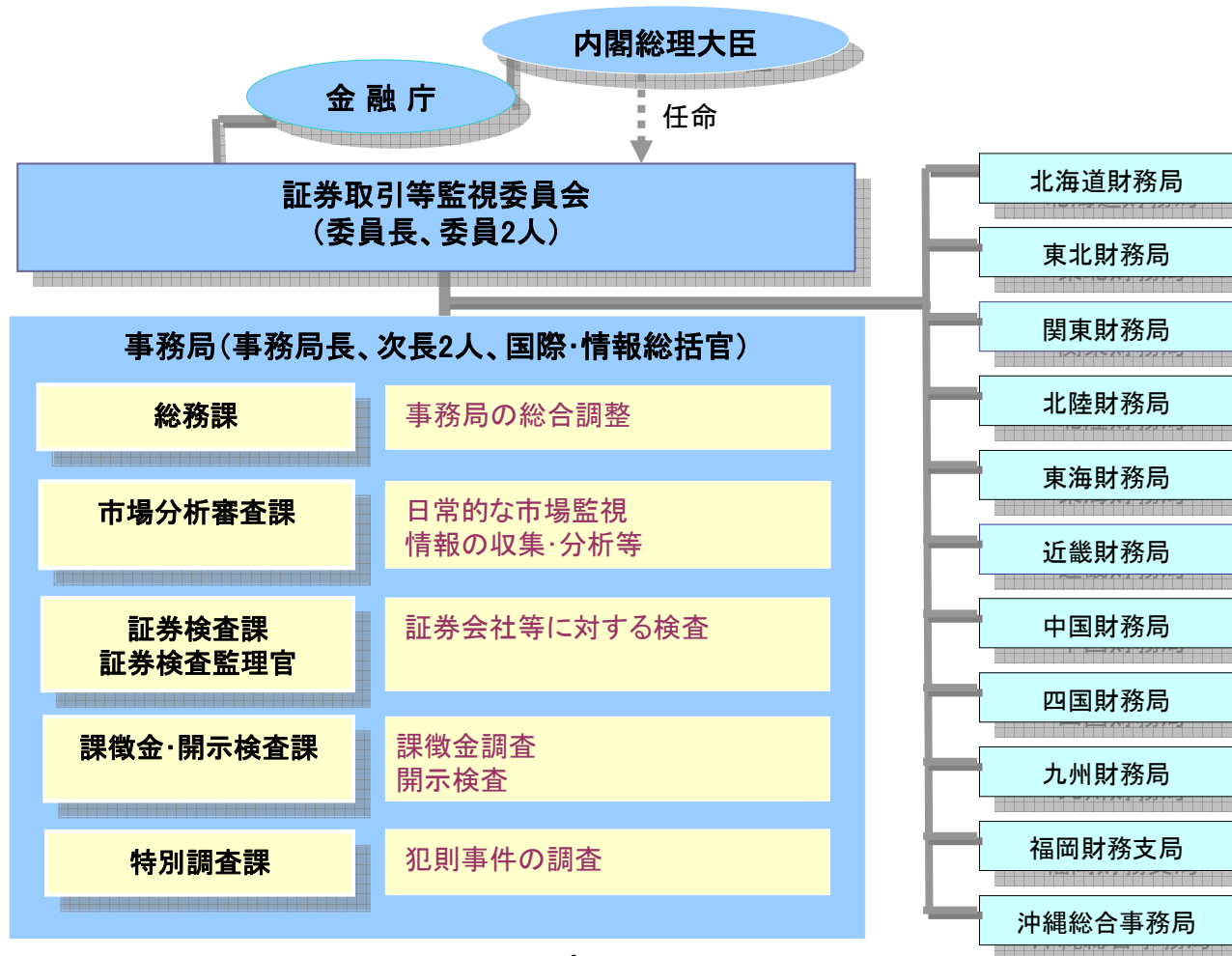
- 市場分析審査
- 証券検査
- 課徴金調査
- 開示検査
- 犯則調査

証券監視委の機能強化



- (注1) 部分が「金融商品取引法」の施行に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注2) 四半期報告書、内部統制報告書及び確認書は、平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用。
- (注3) 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴い検査・調査等の対象となった部分。
- (注4) 拡大した調査対象の内容は以下のとおり。
- ・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
 - ・相場操縦のうち仮装売買・馴合売買・安定操作取引。
 - ・発行開示書類・継続開示書類の不提出。
 - ・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

2 組織



上場会社コンプライアンスフォーラム
(21.3.4)

3 定員

年度	予算定員		
	証券監視委	財務局等	合計
4年度	84	118	202
5年度	84	118	202
6年度	86	118	204
7年度	88	118	206
8年度	89	118	207
9年度	91	118	209
10年度	98	126	224
11年度	106	132	238
12年度	112	138	250
13年度	122	143	265
14年度	182	182	364
15年度	217	199	416
16年度	237	204	441
17年度	307	245	552
18年度	318	246	564
19年度	341	268	609
20年度	358	282	640

上場会社コンプライアンスフォーラム
(21.3.4)

4 活動状況

事務年度		4~12	13	14	15	16	17	18	19	合計	
区 分											
	犯罪事件の告発 (件)	36	7	10	10	11	11	13	10	108	
	勸 告 (件)	188	26	30	26	17	39	43	59	428	
	証券検査結果に基づく勧告	188	26	30	26	17	29	28	28	372	
	課徴金納付命令に関する 勧告	—	—	—	—	—	9	14	31	54	
	訂正報告書等の提出命令に 関する勧告	—	—	—	—	—	1	1	0	2	
	建 議 (件)	4	0	2	1	0	5	3	0	15	
証 券 検 査	金融商品取引業者(者)	内618 767	内72 96	内81 118	内93 125	内83 113	内111 150	内107 150	内132 187	内1,297 1,706	
	第一種金融商品取引業者	内618 767	内72 96	内81 118	内93 125	内83 113	内86 111	内80 99	内111 138	内1,224 1,567	
	旧国内証券会社	内617 694	内72 82	内81 98	内92 107	内83 96	内73 88	内68 78	内63 89	内1,149 1,332	
	旧外国証券会社	72	14	20	17	17	10	9	1	160	
	旧金融先物取引業者(業者)	内1 1	内0 0	内0 0	内1 1	内0 0	内13 13	内12 12	内48 48	内75 75	
	第二種金融商品取引業者	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
	投資運用業者、投資助言・代理業者 (旧投信・投資顧問業者(業者))	内— —	内— —	内— —	内— —	内— —	内25 39	内27 51	内21 47	内73 137	
	投資法人(法人)	—	—	—	—	—	2	7	10	19	
	登録金融機関(機関)	内46 55	内5 7	内11 13	内10 13	内20 27	内23 28	内26 27	内29 32	内170 202	
	金融商品仲介業者 (旧証券仲介業者(業者))	内— —	内— —	内— —	内0 0	内0 0	内1 1	内1 1	内1 1	内3 3	
	自主規制機関(機関)	1	2	0	2	0	2	6	1	14	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
	問題点が認められた会社(社等)	551	57	78	67	67	93	142	121	1,176	
取引審査 (件)	内877 2,062	内122 392	内255 684	内305 687	内307 674	内320 875	内408 1,039	内500 1,098	内3,094 7,511		

5 基本方針(1)

- 1 機動性・戦略性の高い市場監視
 - 市場監視手段の戦略的活用による迅速、効果的監視
 - タイムリーな対応、顕在化しつつあるリスクへの対応
 - 自主規制機関、海外当局との連携の強化

5 基本方針(2)

2 市場規律の強化へ向けた働きかけ

- 建議の活用:ルール整備、制度作り
- 自主規制機関を通じた市場参加者への働きかけ
- 市場参加者との対話、市場への情報発信の強化

6 重点施策(1); 包括的・機動的市場監視

- 発行市場・流通市場全体の監視
- 直ちに法令違反とはいえない取引の監視
(例)MSCB、不適切なファイナンス等
- 個別取引や市場動向の背景にある問題の分析
(例)サブ・プライム問題

6 重点施策(2); 課徴金制度の一層の活用

- 迅速性
- 効率性
- 課徴金制度の見直し
 - 対象の拡大
 - 金額の引き上げ
 - 加算・減算措置

6 重点施策(3); 金融商品取引法の適切な運用

- 証券検査・・・内部管理態勢に着目した検査
- 開示検査・・・四半期開示制度に適切に対応

6 重点施策(4); 自主規制機関等との連携

- ・証券取引所・証券業協会との連携
 - 売買審査; 特にインサイダー取引、株価操縦等
 - 上場審査、上場管理
 - ルール整備

6 重点施策(5); グローバル化への対応

- 海外当局との情報交換、法執行
- 国際的電子取引の監視: DMO (Direct Market Access)

Ⅲ インサイダー取引への対応

1 インサイダー取引の監視(1)

1 インサイダー取引に対する監視体制

発行会社による監視

- ・役職員に対する自社株売買事前承認制度
- ・取引先、契約者への要請・警告
- ・情報管理の強化

証券会社による監視

- ・顧客の内部者登録による売買審査

1 インサイダー取引の監視(2)

証券取引所による監視

- 重要事実の公表日より遡って違反売買がないか調査

証券取引等監視委員会による監視

- 重要事実の公表日より遡って違反売買がないか調査(遡る日数は重要事実によって異なる)
- 証券取引所、証券会社とのデータの授受は「コンプライアンスWAN」によって行う

2 インサイダー取引違反への処置(1)

1) インサイダー取引規制に違反した者に対する処分

刑事罰

- ・5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金
または併科
- ・インサイダー取引により得た財産の没収、追徴
- ・法人業務に関してインサイダー取引をした場合には、法人に5億円以下の罰金

2 インサイダー取引違反への処置(2)

行政罰

- ・刑事罰を科されたか否かにかかわらず、違反行為によって得た利得相当額の課徴金を課す

2) 情報伝達者に対する処分

- ・刑事罰 共犯、教唆罪(刑法第61条)になる可能性がある
- ・行政罰 なし(課徴金は課されない)

2 インサイダー取引違反への処置(3)

3) 社内での処分等

- 野村証券(共犯)、宝印刷(情報伝達者)
 - ▪ 懲戒解雇
- 上場会社社長 ▪ ▪ 社長から取締役相談役へ
- NHK ▪ ▪ 懲戒解雇
- 公認会計士 ▪ ▪ 公認会計士法上の行政処分
(業務停止1年6月)

2インサイダー取引違反への処置(4)

4) 発行会社等への影響

- ・個人の犯罪であっても、管理体制の不備(情報管理、遅い公表)により発行会社の信用が失墜する
- ・会社関係者に該当する契約者の違反は、契約の解約につながる恐れがある



<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

課徴金事例集は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions.htm>

情報提供は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

tel: 03-3581-9909